

令和5年9月定例会会議録

令和5年豊郷町議会9月定例会は、令和5年9月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 塚 尚 憲
2 番	井 上 喜美子
3 番	本 田 清 春
4 番	辻 本 勇
5 番	中 島 政 幸
6 番	村 岸 善 一
7 番	前 田 広 幸
8 番	高 橋 直 子
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	西 澤 清 正
12 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地域整備課長兼上下水道課長	山 田 裕 樹

産業振興課長 岡村浩孝

教育次長 西山喜代史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長 森本智宏

書記 喜多博紀

5、提案された議案は次のとおり

議第63号 令和4年度財政健全化判断比率について

議第64号 令和4年度公営企業会計に係る資金不足比率について

議第65号 豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについて

議第66号 豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについて

議第67号 豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについて

議第68号 豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議第69号 豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議第70号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議第71号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議第72号 令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）

議第83号 令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）

議第73号 令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第74号 令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第75号 令和5年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）

議第76号 令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）

議第77号 令和4年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について

議第78号 令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第79号 令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第80号 令和4年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第81号 令和4年度豊郷町水道事業会計決算認定について

議第82号 令和4年度豊郷町下水道事業会計決算認定について

発議第3号 豊郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案

発議第4号 豊郷町議会の議員の定数削減等に伴う関係条例の整備に関する条例案

- 意見書第 2 号 歌詰橋北詰交差点の交通事故防止に係る信号機の継続設置を求め
る意見書案
- 請願第 3 号 国に対し所得税法第 5 6 条廃止の意見書提出を求める請願
- 請願第 4 号 現行の健康保険証を残すことを求める請願

河合議長 皆さん、おはようございます。これより令和5年9月第3回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって第3回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時58分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。そうした中でも特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。なお、傍聴の方には静かにお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、4番、辻本勇議員、5番、中島政幸議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月25日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より25日までの21日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、令和5年4月分から令和5年6月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますからご了承願います。

次に、地方自治法の規定により本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第4、諸般の報告として、議長公務、一部事務組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりですので、ご了承ください。

日程第5、議第63号令和4年度財政健全化判断比率についてから、日程第6、

議第64号令和4年度公営企業会計に係る資金不足比率についてまでを一括して町長より報告を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第3回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

また、皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会には報告案件2件、同意案件5件、令和5年度豊郷町一般会計及び各特別会計ならびに事業会計の補正予算案件6件、決算認定6件その他の案件2件の計21件の議案を提案させていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは議第63号令和4年度財政健全化判断比率について、及び議第64号令和4年度公営企業会計に係る資金不足比率についてを一括してご説明申し上げます。

まず、議第63号令和4年度財政健全化判断比率についてですが、この比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により議会に報告をするものであります。

財政健全化判断比率のうち、実質赤字比率については、一般会計等の赤字があるかどうかを示すものであり、本町においては一般会計のみが対象会計となります。実質赤字額とは当該年度の歳入を歳出が上回る場合に生じるもので、令和4年度決算は実質赤字額が生じないため、数値が表れていません。

連結実質赤字比率については、公営企業会計等を含む全会計を対象とした実質赤字額、または資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、赤字額及び資金不足が生じないため数値が表れていません。

実質公債費比率については0.5%であります。

将来負担比率等は一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模で除した比率で本町においては、充当可能基金、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額、算入見込額の合計が将来負担額を上回っているため、数値が表れていません。

次に、議第64号令和4年度公営企業会計に係る資金不足比率については、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度存在するのかを示すもので、資金不足額を事業規模で除したものであります。水道事業及び下水道事

業会計については資金不足が生じないため、数値が表れていません。

以上、報告いたします。

河合議長 これでは報告は終わりました。

日程第7、議第65号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第9、議第67号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第65号から議第67号までの豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについて一括してご説明申し上げます。

本年9月30日をもって、豊郷町職員懲戒審査委員の任期が満了することから、次の者を引き続き任命したく、地方自治法施行規程第16条第5項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

任命しますのは、大字上枝246番地、昭和20年2月7日生まれ、藤野吉忠氏、彦根市旭町2番28号、昭和32年2月20日生まれ、生駒英司氏、彦根市高宮町1044番地、昭和29年5月24日生まれ、堤清司氏、なお、任期は、本年10月1日から令和7年9月30日までの2年間です。ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより議第65号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第65号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、議第65号は同意することに決定されました。

これより議第66号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第66号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、議第66号は同意することに決定されました。

これより議第67号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第67号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、議第67号は同意することに決定されました。

日程第10、議案第68号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第11、議第69号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を認めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは議第68号及び議第69号の豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて一括してご説明申し上げます。

本町教育委員として教育振興にご尽力いただいております村西貴美子氏の任期が本年9月30日をもって満了となります。村西氏につきましては令和元年10月1日に就任され、今日まで真摯に取り組んでいただきました。また、令和4年10月1日から教育長職務代理者としてご尽力いただいております。人望も厚く、適任者と考えますことから、引き続き教育委員として任命するものです。なお、任期といたしましては令和5年10月1日からの4年間です。

次に、議第69号では、教育委員として本町の教育振興にご尽力いただいております吉井厚子氏から一身上の都合により本年8月10日付で辞職願が提出されましたので、8月17日に地方教育行政の組織および運営に関する法律第10条の規定により、辞職の同意をし、8月23日開催の定例教育委員会において同法同条の規定による辞職に係る教育委員会の同意を得たところであります。

す。

つきましては、教育委員が欠けたことから新たに、大字下枝34番地1、昭和56年12月5日生まれ、小林美保氏を任命するものであります。

小林氏は豊郷小学校の卒業生で現在は日栄小学校の保護者であり、地方教育行政に情熱を持っておられ、同法第4条第5項の規定による教育委員のうちに保護者が含まれるようしなければならないという案件を満たすことから、教育委員として任命させていただきたいというものであります。なお、任期といたしましては同法第5条第1項の規定により、前任者の残任期間となることから、令和6年9月30日までとなります。

いずれも地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第2項に基づいて議会の同意を求めるものでございます。ご審議の上ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1件、ちょっと修正させていただきます。委員のうちに保護者が含まれるようしなければならないという要件を満たすに、案件じゃなくて要件でございましたので申し訳ないです。どうぞよろしく願いいたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋議員 議長、8番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは質疑をさせていただきます。69号についてなんですけれども、保護者を入れなければいけないというような説明だったんですけれども、この方は日栄小学校に5年生のお子さんをお持ちだと認識しています。それで、この保護者の中から選ぶときには続けて日栄小学校区からという感じになっていくのが常なのか、入れ替わりがあったりするのかな、そのときの判断はどのようになっているのかということと、今後も任期が途中で令和6年の9月30日までということをお聞きしました。引き続き教育委員としてご活躍していただけるような展望をつかんでおられるかどうかを教えてください。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員の質疑にお答えいたします。

ただいまの件ですが、保護者の選定につきましては広く町内を見てそしてまた年齢のバランス、あるいは必要要件等を考えての選定ということでありますのでご理解いただきたいと思います。また任期の残任期間であります、それはそのときにまた判断したいと思います。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

議員 これより議第68号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第68号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、議第68号は同意することに決定されました。

これより議第69号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第69号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、議第69号は同意することに決定されました。

日程第12、議案第70号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてから、日程第13、議第71号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは議第70号及び議第71号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて一括してご説明申し上げます。

現在法務大臣の委嘱を受け人権擁護委員としてご活躍いただいております清水明博氏、豊郷町大字安食南553番地6、昭和23年3月9日生まれ、及び馬場清次郎氏、豊郷町大字上枝244番地、昭和23年7月3日生まれ、が令和5

年12月31日をもって任期満了となることから、引き続きご推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。なお、任期につきましては令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間で清水明博氏は3期目、馬場清次郎氏は2期目となります。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより議第70号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第70号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、議第70号は同意することに決定されました。

これより議第71号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第71号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、議第71号は推薦案に同意することに決定されました。

日程第14、議第72号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)から、日程第19、議第76号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を認めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは、議第72号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)から、議第76号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)まで及び議第83

号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)の一般会計補正予算、各特別会計補正予算、各事業会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第72号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)についてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億2,944万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を56億8,520万5,000円とするものであります。

歳入では、地方特例交付金164万1,000円、地方交付税1億2,638万1,000円、国庫支出金200万1,000円、県支出金46万2,000円、財産収入30万円、寄附金100万円、繰越金2億3,883万円、諸収入62万1,000円を追加し、使用料及び手数料30万円、繰入金1億3,789万7,000円、町債359万6,000円を減額するものであります。

次に歳出では、議会費85万5,000円、総務費1億1,134万1,000円、民生費1,062万5,000円、衛生費2万9,000円、農林水産業費21万2,000円、商工費55万7,000円、土木費3,245万5,000円、教育費637万2,000円、公債費6,699万7,000円を追加するものであります。債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正のとおりであります。

次に、議第83号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,460万円を追加し、歳入歳出予算総額を54億7,036万2,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金1,608万1,000円を追加し、繰入金148万1,000円を減額するもので、歳出では衛生費1,460万円を追加するものであります。この補正につきましては秋から冬にかけて行う新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関するもので、第4号の補正予算の調整が終わった8月10日に国の説明会があり、その後、積算を行ったもので9月中旬には接種券を対象者に発送する必要があることから、別途上程するものであります。

次に、議第73号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,557万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ9億3,955万8,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金75万3,000円、繰越金886万5,000円、諸収入595万4,000円を追加するものであります。

次に、歳出では、総務費 75 万 3,000 円、基金積立金 881 万 6,000 円、諸支出金 600 万 3,000 円を追加するものであります。債務負担行為の追加は、第 2 表債務負担行為補正のとおりでございます。

次に、議第 74 号令和 5 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,118 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 7 億 3,594 万 7,000 円とするものでございます。

歳入では財産収入 5,000 円、繰入金 36 万 6,000 円、繰越金 3,081 万 4,000 円を追加するものであります。

次に歳出では、総務費 36 万 6,000 円、基金積立金 1,258 万 1,000 円、諸支出金 1,823 万 8,000 円を追加するものであります。

次に、議第 75 号令和 5 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

収入、第 21 款水道事業収益の既決の予定額に 2 億 9,373 万 9,000 円を追加し、総計を 5 億 551 万 2,000 円に、支出、第 22 款水道事業費用の既決の予定額に 3 億 1,804 万 2,000 円を追加し、総計を 5 億 2,873 万 5,000 円とするものです。第 3 条資本的収入及び支出の補正は、収入、第 23 款資本的収入の既決の予定額に 590 万円を追加し、総計を 1 億 6,281 万円とし、支出、第 24 款資本的支出の既決の予定額に 4,297 万 7,000 円を追加し、2 億 8,624 万円とするものです。第 4 条では、予算第 5 条中企業債の限度額を 6,790 万円から 7,380 万円に改めるものであります。

次に、議第 76 号令和 5 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

第 2 条収益的収入及び支出の補正のうち、収入、第 41 款下水道事業収益の既決の予定額に 1 億 7,985 万 6,000 円を追加し 5 億 3,157 万 6,000 円に、支出、第 51 款下水道事業費用の既決の予定額に 1 億 666 万 5,000 円を追加し、総計を 4 億 2,430 万 2,000 円とするものであります。

第 3 条資本的支出の補正は、支出、第 71 款資本的支出の既決の予定額に 163 万 9,000 円を追加し、総計を 1 億 9,152 万 8,000 円とするものです。

以上、議第 72 号から議第 76 号まで、及び議第 83 号を一括して説明いたしました。この後担当課長から補足説明をいたしますので、どうぞご審議賜ります

ようよろしくお願ひ申し上げまして、提案説明といたします。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）の主なものを抜粋して説明をさせていただきます。

歳入では、9ページ、款10地方交付税は、普通交付税の本算定により1億2,638万1,000円の追加です。その下の款14国庫支出金、項2国庫補助金につきましては、デジタル基盤改革支援補助金178万円の追加です。

続いて10ページ、款17寄附金ですが、例年公益財団法人豊郷済美会さんからご寄附をいただいております、今年度も100万円のご寄附をいただけることになりましたので、追加するものです。

次に11ページ、款18繰入金のうち、目1財政調整基金と4公共施設等総合管理基金については財源の調整を行ったもので、2の旧校舎管理基金と3のふるさと応援基金については、4年度決算による調整でございます。

12ページ、款19繰越金の2億3,883万円については、令和4年度決算による繰越金です。

次に、歳出では、13ページ、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費の14工事請負費451万7,000円は、昨年度から実施しておりました防災倉庫の敷地拡張工事において、土の中から大量のごみが見つかったことにより処分費用が増加しましたので、追加をするものです。

次に16ページ、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費の18負担金、補助金及び交付金は、安心安全住宅支援事業補助金については、いわゆるリフォーム補助金ですが、多くの申請をいただいております、残り枠が少なくなってきたことから10件分追加するものでございます。同じく項2道路橋梁費、目2道路橋梁費の14工事請負費517万5,000円は、雨降野と八目の町道の改良工事を行うものです。同じく項4の住宅費、目1公営住宅管理費の需用費の修繕料1,266万8,000円は、経年劣化に伴う上枝団地の電気温水器と防犯カメラの更新を行うもので、その下の14工事請負費644万8,000円は、宮ノ西団地の物置の撤去と新設を行うものです。

次に17ページ、款10教育費、項2小学校費、目1豊郷小学校管理費は屋外の手洗いとエアコンの集中コントローラーの修繕を行うものです。その下の項4幼稚園費の修繕料は、トイレのセンサーの修繕を行うものです。同じく項6の保健体育費については、スポーツ公園のバックネットの下の部分のコンクリートブロックの腰壁の部分が経年で劣化しておりますので、修繕を行うもので

ございます。

次に、議第 8 3 号補正予算（第 5 号）の説明をいたします。

先ほど町長の提案説明でも申し上げましたとおり、秋から冬にかけて行う新型コロナウイルス感染症のワクチンに関するものを別途上程するものでございます。歳入につきましてはワクチンに関する国庫負担金を、歳出につきましては、職員や医師、看護師の人的費とコールセンターの委託料を計上しております。

補足説明は以上です。

河合議長

小西直美医療保険課長。

医療保険課長

それでは、私の方から、議第 7 3 号及び議第 7 4 号の詳細を説明させていただきます。

まず、議第 7 3 号令和 5 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。

3 ページ、第 2 表債務負担行為補正については、令和 6 年度の国民健康保険の特定健診及び特定保健指導を年度当初から実施するため、債務負担行為を設定するものです。

続きまして歳入では、6 ページ、款 5 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金 7 5 万 3, 0 0 0 円の増額については、歳出、賦課徴収費のシステム改修費用を一般会計から繰入分の増額によるものです。款 6 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 8 8 6 万 5, 0 0 0 円の増額については、令和 4 年度からの繰越しによる増額となります。款 7 諸収入、項 2 雑入、目 4 保険給付費等返還金 5 9 5 万 4, 0 0 0 円の増額については、令和 5 年 2 月分の保険給付費を概算により国民健康保険団体連合会に支払いを行ったため、翌年度精算による返還が生じたことによるものです。

歳出では、7 ページ、款 1 総務費、項 2 徴税费、目 1 賦課徴収費 7 5 万 3, 0 0 0 円の増額については、システム改修費用に伴う委託料の増額によるものです。款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般保険療養給付費から、8 ページ、款 3 国民健康保険事業費納付金、項 3 介護納付金分、目 1 介護納付金分までについては財源構成の変更によるものです。款 6 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 運用基金積立金 8 8 1 万 6, 0 0 0 円の増額については、令和 4 年度繰越金からの積立てによるものです。款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 保険給付費等交付金償還金 6 0 0 万 3, 0 0 0 円の増額については、令和 5 年 2 月分の保険給付費の精算による返還分の増額によるものです。

続きまして、議第 7 4 号令和 5 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

歳入では、5 ページ、款 6 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金 5,000 円の増額については、準備基金の利息見込みの増額によるものです。款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 5 その他一般会計繰入金 36 万 6,000 円の増額については、介護認定訪問調査員の報償費の増額に係る一般会計の負担分の増額によるものです。款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 3,081 万 4,000 円の増額については、令和 4 年度からの繰越しによる増額となります。

歳出では、6 ページ、款 1 総務費、項 3 介護認定審査会費、目 2 認定調査等費 36 万 6,000 円の増額については、介護認定訪問調査員の報償額の増額によるものです。款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付準備基金積立金 1,258 万 1,000 円の増額については、令和 4 年度繰越金からの積立てによるものです。款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金 1,812 万 6,000 円の増額については、令和 4 年度国庫支出金、県支出金及び診療報酬支払基金交付金の額の確定に伴う返還金額の増額によるもの。項 2 繰出金、目 1 他会計繰出金 11 万 2,000 円の増額については、令和 4 年度低所得者保険料軽減負担金の実績額の確定に伴います一般会計への返還金の増額によるものです。

以上でございます。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 それでは、私の方から議第 75 号令和 5 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

まず 3 ページ、収益的収入及び支出の収入、款 21 水道事業収益、項 2 営業外収益、目 7 長期前受金戻入 97 万 2,000 円は受贈財産に係る長期前受金戻入です。項 3 特別利益、目 2 過年度損益修正益 2 億 9,276 万 7,000 円は、固定資産の修正、公営企業債償還の一般会計からの繰入金の長期前受金収益化に伴う特別利益、受贈財産の資産の追加、受贈財産追加による過年度長期前受金収益化による特別利益によるものです。

支出、款 22 水道事業費用、項 1 営業費用、目 5 減価償却費 97 万 2,000 円は受贈財産による今年度分の減価償却、項 3 特別損失、目 3 過年度損益修正損 3 億 1,707 万円は固定資産の修正、公営企業債償還の一般会計からの繰入金の長期前受金収益化に伴う特別損失、受贈財産の資産の追加に伴う損失、受贈

財産追加による過年度減価償却による特別損失によるものです。

次に4ページ、資本的収入及び支出の収入、款23資本的収入、項1企業債、目1企業債590万円は、北部浄水場新設井戸詳細設計に係る企業債、支出、款24資本的支出、項1建設改良費、目4排水設備改良費、節1委託料3,560万7,000円は、北部浄水場新設井戸詳細設計590万7,000円と、北部浄水場新設井戸用水試験及び水質試験（試掘を含む）2,970万円、節2改良工事費、南部浄水場水質計器更新工事737万円を補正しています。

次に、議第76号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明します。

2ページの収益的収入及び支出、款41下水道事業収益、項2営業外収益、目5長期前受金戻入206万4,000円は受贈財産に係る長期前受金戻入、項3特別利益、目2過年度損益修正益1億7,779万2,000円は、公営企業償還の一般会計からの繰入金の長期前受金収益化に伴う特別利益、受贈財産の資産の追加、受贈財産追加による過年度長期前受金収益化による特別利益によるものです。

支出、款51下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費、15委託料106万5,000円は、マンホールポンプ年次点検への、合特への変更、目4減価償却費206万4,000円は受贈財産追加による今年度分減価償却費、項3特別損益、目4過年度損益修正損1億272万8,000円は受贈財産の資産の追加に伴う損失、受贈財産追加による過年度減価償却による特別損失によるものです。

次に3ページ、資本的支出の支出、款71資本的支出、項1建設改良費、目3固定資産購入費163万9,000円は軽バンの購入費用です。

以上、説明を終わります。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑をされる方は議第何号の何ページと言っていたら結構かと思いません。質疑ありませんか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、まず、議第72号令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）について質疑をさせていただきます。12ページです。款諸収入、4雑入、項は雑入、4雑入におきまして、後期高齢者の健康づくり事業受託収入とあります。これの説明をお願いします。

続きまして、歳出の部の1議会費です。10需用費、そして14工事請負費な

どありますけれども、新たにどのようなことをすることになったのか説明をしてください。

それから総務費の中の5財産管理費、14工事請負費とあります。駐車場のことは、10台から20台分増やすということでしたけれども、ひっくるめて書いてありますのでこっちの方に予算はどのくらいなのか。防災倉庫につきましてもどのくらいになりそうなのか。この防災倉庫の調査なんでしょうか、その後出てきたごみがらなどをどこかに処分を頼むんでしょうけれども、その現場の様子を知りたいですので、また議会に、この部分ですとかこのようなごみが出たからこのように予算化するんですなどの具体的な説明とか資料を提示していただきたいと思います。

それから続きまして、14ページです。款3、項社会福祉費の中の、2老人福祉費におきまして、12委託料が出ています。生活管理指導短期宿泊事業委託料とあります。内容と、どのようなところに委託をされるのか、説明をしてください。5の人権対策費につきまして、50万円の弁護士費用が出ています。これはどういうことで必要になってきたのかを説明してください。そして6福祉医療給付費、扶助費の中で未熟児養育医療助成事業とあります。何人ぐらいが対象になって、増額がなぜ必要になってきたのかを教えてください。

11の隣保館施設費です。14工事請負費とあります。私も隣保館を度々利用させていただいておりますので、気がついたのは7月末の行事だったと思うんです。それから随分日がたっているんですけれども、今ここに予算計上となっています。私どもは、専決処分を乱発するのはよくないということは常日頃申し上げていますが、しかし、こういうクーラーとかについては、本当に利用者に負担をかけています。そういう点でもうちょっと早くに工事などできないのか。そして、この予算が通ってから、いろいろ動かはると思うんですけれども、いつ頃エアコンが直るのか等の説明をお願いします。

3の愛里保育園の施設費です。報償費、保育士謝金となっていますけれども、どのような事業に取り組まれるんでしょうか。

それから商工費につきまして、観光費の中で、イベント開催事業委託料20万円増額となっています。そして負担金、補助金及び交付金におきまして観光協会に補助金が増額となっています。この背景を説明してください。

第4号につきましては、以上です。

続きまして、第5号について、お尋ねします。

6ページです。4衛生費、保健衛生費、予防費の中です。職員手当等が出ていますけれども、何人分で、どのぐらいの時間の計算なのか。そして、何人ぐらい

がこの事業に関わられるのか。管理職員特別勤務手当等も出ています。時間外手当であてがうのは当然ですけれども、関係者が過労にならないか、過重負担にならないかというのを心配しています。説明をしてください。12の委託料につきましては、コールセンターの委託料です。どこにお願いする予定なのか、また、入札等があるのかどうか、人材派遣の委託料もどのようなところに委託することになりそうかを説明してください。

続きます、戻りますね。73号です。これは、国民健康保険です。失礼しました。73は結構です。

74号介護保険事業の中で、支出の部、6ページの支出の部に、認定調査費、そして7報償費として36万6,000円上がっています。調査する対象者が増えたからなんだろうと思うんですけれども、この予算を立てた時点で、今、認定をお願いしたいんですと申出があった場合、最短、最長、どのぐらいの期間で動いていただいているのかを教えてください。

第75号水道事業会計補正予算におきましては、3ページ、収入の部の過年度損益修正益とあります。2億……。失礼しました。これが会計見直し、最終的に会計を見直して、ここにこのように上がっているんですけれども、これはなぜこういう見直しを度々しなければならなかったのかというのを新しい議員さんもおられますし、ぜひ説明をしてください。

第76号です。下水道事業につきまして、これにつきまして下水道も随分住宅がこれだけ広がってきましたので、この事業の予算が組まれていると思うんですけれども、何件分ぐらい、また、メートルとかキロとか平米とかそういう感じで具体的な説明をしていただきたいのと、今後のお願いなんですけれども、課長が先ほど読み上げて、口頭でお伝えいただきましたけれども、1ページの備考欄などは空欄ですので、ぜひ概略を、概要をここには今後記入していただきたいという要望をお伝えして、終わります。

河合議長 小西直美医療保険課長。

医療保険課長 高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず議第72号一般会計(第4号)の12ページ、諸収入の民生費雑入の62万1,000円でございます。こちらにつきましては後期高齢者から健康づくり事業を受託を受けておりますが、当初予算で上げておりました金額に消費税分を受託収入として歳入されることが決まりましたので、消費税分を計上しております。

引き続きまして議第83号一般会計(第5号)でございます。6ページ予防費につきまます職員手当、時間外手当、管理職特勤のところでございます。こちらに

つきましては、医療保険課の職員5名、管理職特勤につきましては今回課長級、私1人分を上げております。委託料のコールセンター委託料、人材派遣委託料についてでございます。コールセンターの委託料につきましては、名鉄観光サービス株式会社大津営業所の方で春接種から始めておりますので随意契約をさせていただき予定でございます。人材派遣委託料につきましては、株式会社エムステージに従来どおり随意契約により行わせていただく予定で考えております。

引き続きまして介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。6ページでございます。介護認定訪問調査員の報償費でございます。こちらにつきましては職員が入院等を行う関係で調査員に委託する報償費の方を上げさせていただいております。申入れがあった場合、最短、最長の時間ということをお聞きされておられましたが、ケースによって変わってくるかと思っております。区分変更が必要になって早急に必要になった場合はなるべく早く入れさせていただくようにはしておりますし、介護認定の更新の認定期間等も踏まえまして調査日程の方を組まさせていただきますところでございます。

以上でございます。

河合議長
総務課長

清水総務課長。

高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私の方は議第72号一般会計の補正予算（第4号）の13ページ、総務費の部分で財産管理費の部分でございます。駐車場の区画線と防災倉庫の内訳ということでしたが、ちょっと私がこの間の議会運営委員会でこの2つですということと申し上げたことによるご質疑だと思っておりますけども、そのときの説明が誤っておりまして、駐車場の区画線についてはその上の10の需用費、修繕料の20万2,000円、これが役場駐車場の区画線を少し引きまして、もう少し10台分、役場駐車場にとめられるようにということで思っておりますので、それにつきましては、この上の20万2,000円の修繕料です。この14の工事請負費につきましては、全て防災工事の拡張工事の増加分です。

以上です。

保健福祉課長
河合議長
保健福祉課長

議長。

森ちあき保険福祉課長。

高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

14ページの、款3民生費、項1社会福祉費、2老人福祉費の12委託料の生活管理指導短期宿泊事業委託料でございます。こちらの事業につきましては、豊郷町高齢者生活管理指導短期宿泊事業実施要綱に基づき実施させていただくもので、日常生活を営むのに支障がある高齢者に対して、養護老人ホームに短期宿

泊していただきまして、高齢者が健全で安らかな生活を営めるよう日常生活に対する必要な支援、指導を図ることを目的としています。対象者については、自立と判定されたおおむね65歳以上の者及びこれに準ずる者であって、社会適応が困難で、日常生活を営むのに支援、指導が必要な者が対象となっております。実施施設については、養護老人ホーム金亀荘です。

続きまして、その下の6福祉医療給付費、19扶助費の未熟児養育医療助成事業です。こちら何名かということで、3名でございます。

以上です。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、高橋議員の質疑にお答えをさせていただきます。

人権政策課といたしましては、72号14ページにございます弁護士費用についてですけれども、家賃の支払督促、町営住宅の明渡し請求に係る事務委託費用でございます。

それと、14の隣保館施設費、工事費の190万5,000円についてでございます。デイルームの5台エアコンがありますが、その中の2台が壊れたということで、その取替えと事務室のエアコン1台ということでございます。デイルームにつきましては、5台ありますので2台壊れて、3台がフル運転しているような状況でございます。

以上です。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

議第72号一般会計補正予算(第4号)の15ページ愛里保育園施設費の報償費の保育士謝金でございますけれども、こちらにつきましてはスポットで午後から延長保育まで入れる保育士の方が見つかりましたので、その方の報償費となっております。

以上です。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方は72号の15ページ、商工費、観光費の12委託料20万円のイベント開催事業委託料についてですけれども、こちらにつきましては、例年豊郷町から観光協会に対しまして、ひなめぐりの事業について委託をしております。観光協会の方から、例年、県費補助をもらって運営していただいていたんですけれども、その分の費用が今年度、補助金の性質上採択されなかったということで、その分を増額させていただいております。

続きまして、18負担金、補助及び交付金13万円につきましては、こちらにつきましては豊郷町観光協会への補助金となっております。観光協会が作成されております、豊郷町の先人、偉人の載っているパンフレットなんですけれども、こちらの方が少なくなってきたため増刷に伴う補助金を増額しております。

以上です。

河合議長 山田上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 高橋議員の議第75号の3ページの過年度損益修正益の詳しい説明をということでしたので、この件については僕の説明不足やったかもわかりませんが、7月31日の全員協議会で水道事業と下水道事業と損益の追加と修正の部分を事細かく出しておりますので、それに該当する部分でございます。

次に、議第76号の下水道事業会計の1ページの備考欄に記載してほしいということなんですけれども、ここの1ページの扱い、どう言ったらいいんですか、補正予算実施計画書というのは、一般会計補正予算の第1表と同じ扱いですので、ここの備考欄には記入いたしません。なので2ページからの細かい説明書の方で全て書いているということでございます。

次に、2ページの中で、下水道事業でいっぱい項目が上がっているんですけど、メートルとかキロで事業をということですが、この件については、今回はマンホールポンプの委託業務とか、マンホールポンプの中にごみが入ってくるので、ごみが入ってきてポンプが詰まってしまうという現象が度々起きますので、そこにゲンチシュートという網をつける作業とか、車両の購入ですので、ちょっとメートルとキロでは答えることができません。

以上です。

議会事務局長 議長。

河合議長 森本議会事務局長。

議会事務局長 それでは、失礼します。ここを離れられない関係からこちらからご説明をさせていただきます。

議第72号、13ページ、款1議会費、項1議会費、目1議会費の中の14番の工事請負費の内容についてお聞きいただいておりますので、これにつきましては、この議場内のカメラが今現在2台で映像の方を撮らせていただいております。しかしながら、前回の議会の際に、採決の際に採決の画像が映ってないということが発見されましたので、今回1台追加するものでございます。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは再質疑をさせていただきます。

14 ページ、人権対策費の中で、弁護士費用、家賃とか明渡しのための費用だ、弁護士さんに相談する費用だということは分かりましたけれども、何件ぐらいの対象者が、対象家屋があるのかを説明してください。

それから隣保館の施設費の中ではエアコン等が長期間にわたって利用者が大変してはったんですけども、それが本当によいかどうかの判断はもう少し私も研究したいと思うんですけども、本当にこれだけ暑いと、大変な思いを特に高齢者もたくさん集っておられますので、もっと早く修理とかはできないんだろうかと。それがまだ疑問として残っておりますので、どうしても駄目なのか、何かの方法で早める方法がないのか等をお答え願いたいと思います。

それから3の愛里保育園、保育士さんが見つかったということで本当によかったなと思うんですけど、どのような募集をかけて、どのような見つけ方をしていたのかなど、本当にこのように努力していただいているのは子どもたちにとっても職員さんにとっても本当に助かると思うんです。今回の見つけていただいた経緯等を説明していただけたらと思います。

以上です。

人権政策課長 課長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

弁護士費用についてですけども、先ほど言いましたが、支払督促と町営住宅の明渡し請求ということの事務委託手数料、今考えていますのは4件ありますが、そのうちの2件、支払督促は改良住宅の方で2件、明渡し請求に係る内容証明、訴訟等でございます。その2件につきましては公営住宅の方を考えております。

それと、14 隣保館施設費、工事請負費のエアコンについてでございます。デイルームについては5台、先ほども言いましたが、エアコンが稼働しております。そのうちの2台が壊れただけで3台が動いておりますので、エアコンの効きとしては若干弱いかなという感じでございます。

以上です。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは高橋議員の再質疑にお答えいたします。

今回の保育士1名に関しましては、以前働いておられた方で、もう現在は愛里保育園をやめておられるんですけども、ちょっと子育ての余裕ができたので、来れるようになりましてけど何か空きはありますかというお声がけをいただきましたので、1名見つけたということでございます。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 ありません。

河合議長 ほかに質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第72号令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）を予算決算常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第72号を予算決算常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

これより議第83号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第83号令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。

よって、議第83号は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第73号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第74号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を文教民生常任委員会に、議第75号令和5年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）、議第76号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第73号、議第74号を文教民生常任委員会に、議第75号、議第76号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

この時計で20分まで。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時22分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

日程第20、議第77号令和4年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第25、議第82号令和4年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは、議第77号令和4年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議第82号令和4年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてまでを、一括してご説明申し上げます。

議第77号令和4年度豊郷町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定を求めることについては、別冊のとおりであり、地方自治法第233条第3項の規定及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。各会計の決算の内容につきましては、既に議員各位に配付させていただいたとおりであり、令和4年度決算概要ならびに令和4年度主要施策の概要により説明に代えさせていただきます。この後、担当課長から補足説明をいたしますので、どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。どうぞよろしく申し上げます。

会計管理者 はい、議長。

河合議長 馬場貞子会計管理者。

会計管理者 ただいま町長から提案説明がございました議第77号から議第80号までの各議案につきまして、地方自治法第233条第1項及び同法施行令第166条、並びに同法施行規則第16条及び第16条の2の規定により調製をいたしまし

たので、その決算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議第77号令和4年度豊郷町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書の8ページをご覧ください。

令和4年度一般会計における歳入合計額は56億6,344万7,229円となりました。

次に、11ページをご覧ください。

歳出合計額は52億4,395万5,784円となり、歳入歳出差引残額は4億1,949万1,445円となりました。

次に、177ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

先ほどの歳入歳出総額、また差引総額が記載されております。このうち翌年度に繰り越すべき財源1億4,066万1,000円を差し引きますと、実質収支額は2億7,883万445円の黒字となります。前年度と比較して大きく変動のあったものや特色ある事業につきまして、歳入歳出決算事項別明細書を基に説明をさせていただきます。ページが前後することもございますことをあらかじめご了承くださいたいと思います。

まずお戻りいただきまして、15ページをご覧ください。

款1町税でございます。令和4年度の町税調定総額は10億2,293万827円で、収入済額は9億9,598万1,692円、不納欠損額は55万7,258円、収入未済額は2,639万1,877円となりました。収入済額は、昨年に比べて1.2%増額しております。

次に、18ページをご覧ください。

款6法人事業税交付金、項1法人事業税交付金におきましては1,678万円の交付があり、昨年度より544万円の増額、前年比48%の増となっております。こちらにつきましては令和2年度から導入された交付金でございますが、令和4年度におきましては、コロナ禍3年目となりましたが、徐々に景気が上向ってきたことに伴い、県に納付された法人事業税が増加し、本町への交付も増加したものでございます。

次に、21ページをご覧ください。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目2土木費負担金、節1道路橋梁費負担金につきましては68%の増となっております。こちらにつきましては、令和3年度同様、歌詰橋改修工事に係る愛荘町分の負担金の増によるものでございます。一方、53ページにございますように、町債の発行につきましては、前年度に比べまして3億6,349万4,000円、率にして65.3%の減となっております。こちらにつきましては、庁舎が完成したことにより公共施設等適正管

理推進事業債の発行がなかったためでございます。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。

127ページをご覧ください。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費では、節10の印刷製本費6万4,295円、節11通信運搬費130万5,092円、節12委託料9,435万7,500円を活用しまして、コロナ対策地域経済活性化事業として、「豊郷町つなぐ・つながる商品券」事業を実施いたしました。

156ページ、上段、款10教育費、項2小学校費、目2日栄小学校整備費、節14工事請負費では、繰越事業の施設整備費といたしまして、日栄小学校体育館の照明を水銀灯からLED照明へと改修し、また106ページの款3民生費、項2児童福祉費、目3愛里保育園施設費の中の節14工事請負費（繰）施設整備費と併せまして、日栄のさと空調改修工事を実施いたしました。

次に173ページをご覧ください。

款10教育費、項6保健体育費、目2スポーツ公園施設費、節14工事請負費です。バンガロー跡地利用としていろいろと方向性が決まらず、長年の懸案事項となっておりました豊郷スポーツ公園バンガロー跡地を主要施策の概要の表紙、こちらでございます、こちらの写真のようにサブグラウンドとして整備をいたしました。

174ページ、款11公債費につきましては、昨年より60%減の1億8,628万7,480円となりました。令和3年度には緊急防災・減災事業債の繰上償還の返済を行いました。令和4年度におきましては定期償還のみといたしましたためでございます。

なお、決算の具体的内容における歳入の事項別明細につきましては、決算書の15ページから55ページに、また、歳出につきましては、57ページから175ページにわたり、款別に順に記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

さらに、決算書の178ページ、公有財産の土地及び建物の令和4年度中の増減を記載しております。また、179ページには、物権と出資に係る権利状況、180ページには、基金の年度末現在高を、181ページには100万円以上の重要物品をそれぞれ記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

引き続きまして、議第78号令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

188ページをご覧ください。

令和4年度国民健康保険事業における歳入合計額は9億386万125円となりました。

次に190ページをご覧ください。

歳出合計額は8億9,499万5,023円となり、歳入歳出差引残額は886万5,102円となり、実質収支も同額となっております。

歳入歳出の主なものをご説明させていただきます。

187ページにお戻りください。

歳入の主なものとしたしましては、款1国民健康保険税が1億2,770万8,024円、款3県支出金が6億7,334万6,998円となっており、歳入全体の88.6%を占めております。また、歳出における主なものとしたしましては、189ページをご覧ください。款2保険給付費が6億5,228万5,033円、款3国民健康保険事業費納付金が1億9,749万8,220円となり、歳出全体の95%を占めております。国民健康保険の加入世帯につきましては1,039世帯で、昨年より18世帯減少しております。被保険者につきましても1,711人と、昨年より77人減少しております。このことは豊郷町決算概要、こちらになりますけれども、こちらの9ページに記載されておりますので、またご参照いただければと思います。

一般会計同様、決算の具体的内容における歳入の事項別明細は193ページから198ページに、また、歳出につきましても、199ページから207ページに款別に順に記載しておりますので、ご覧いただきますよう、よろしく願いいたします。さらに、決算書の210ページには財産に関する調書をそれぞれ記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

引き続きまして、議第79号令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

216ページをご覧ください。

令和4年度介護保険事業における歳入合計額は7億1,172万4,374円となりました。

次に、218ページをご覧ください。

歳出合計額は6億8,077万1,437円となり、歳入歳出差引残額は3,095万2,937円となり、実質収支も同額となっております。

歳入歳出の主なものをご説明させていただきます。

215ページにお戻りください。

歳入の主なものとしたしましては、款1介護保険料が1億4,298万5,018円、款3国庫支出金が1億3,959万1,462円、款4支払基金交

付金が1億6,312万7,000円となっております。

次に217ページをご覧ください。

歳出における主なものといたしましては、款2保険給付費が5億9,012万9,723円となっております。介護保険第1号被保険者は1,981人で、うち要介護・要支援認定者は400名、認定率は20.1%と、ほぼ横ばいとなっております。また、先ほどの給付費のうち、居宅介護サービス費が3億3,777万743円、施設介護サービス給付費は2億5,235万8,980円となっております。このことは、先ほどの国民健康保険特別会計同様、こちらの決算書の11ページ、12ページに記載されておりますので、またご参照いただきたいと思います。

一般会計同様、決算の具体的内容における歳入の事項別明細は221ページから228ページに、款別に順に記載しております。また、歳出におきましても、229ページから244ページにわたり記載しておりますので、ご覧いただきますようによろしくお願いいたします。さらに、決算書の246ページには財産に関する調書をそれぞれ記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

引き続きまして、議第80号令和4年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

251ページをご覧ください。

令和4年度後期高齢者医療保険事業における歳入合計額は7,607万6,490円となりました。

次に252ページをご覧ください。

歳出合計額は同額の7,607万6,490円となっております。

歳入歳出の主なものをご説明させていただきます。

先ほどの251ページにお戻りください。

歳入の主なものといたしましては、款1後期高齢者医療保険料が5,081万6,683円となっております。

歳出における主なものといたしましては、252ページをご覧ください。

款2後期高齢者医療広域連合納付金が6,901万266円となっております。被保険者から納付された保険料等を滋賀県後期高齢者医療広域連合に納付しているものでございます。後期高齢者医療保険の被保険者は956名で、昨年より43名増加しております。保険給付や保険料の決定などは滋賀県後期高齢者医療広域連合が担い、町におきましては、保険料徴収を行っております。徴収率につきましては99.86%でありました。このことはさきの2特会同様、こち

らの決算書の決算概要10ページに記載されておりますので、またご参照ください。

一般会計同様、決算の具体的内容における歳入の事項別明細は255ページから257ページ、歳出につきましては259ページから260ページに、款別に順に記載しておりますので、ご覧いただきますようによりしくお願いいたします。

以上をもちまして、議第77号から議第80号までの4議案につきましての決算概要の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 それでは、私から議第81号令和4年度豊郷町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

まず1ページをお願いします。

経理状況は、水道事業収益4億6,655万9,064円に対し、費用は4億6,061万9,328円となりました。

2ページ、資本的収支につきましては、収入額7,077万6,431円、支出額1億3,388万3,779円で、不足する額6,310万7,348円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額104万847円と、当年度損益勘定留保資金5,225万3,253円と、利益剰余金489万8,889円と、引継金491万4,359円で補填をいたしました。

事業収益では、前年度と比較しますと2億6,092万5,540円の増収です。これは、平成29年度に公営企業会計へ移行いたしました。移行前の他会計負担金の長期前受金を特別損益として修正したためです。資本的支出については、前年度と比較し1億1,635万3,910円の減額となりました。これは、令和3年度は、南部浄水場耐震補強及び緊急遮断弁設置工事など大きな工事がありましたが、令和4年度は、北部配水管布設替工事、耐震化工事と南部浄水場ろ過機ろ材交換工事などの資本的支出工事が少なかったことによるものです。

3ページをお願いします。

損益計算書では、当年度純利益489万8,889円で、公営企業会計開始から初めての黒字となりました。

6ページをお願いします。

貸借対照表では、水道事業の総資産は17億785万4,169円、負債合計15億2,985万2,445円で、資本合計は1億7,800万1,724円となり、負債資本合計は17億785万4,169円となります。

14ページです。

令和4年度の水道事業会計の経営状況は、一般用、営業用、官公署用など合わせて給水人口6,618人、給水戸数は2,481戸、総配水量は80万8,036立米の給水を行い、令和3年度と比較しますと、給水人口は7人、給水戸数は5戸減少しましたが、総配水量は5,173立米の増となっており、有収水量は約3.51%増加しました。

17ページ、建設改良費・水道改良工事の概況は、一覧のとおりです。

次に、19ページ、企業債の概況におきましては、令和3年度末で10億2,300万4,989円となっておりましたが、令和4年度において9,630万2,763円を償還し、新たに1,680万を借り入れた結果、令和4年度末残高は9億4,350万2,226円となりました。

次に、議第82号令和4年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

それでは、1ページ、下水道事業収益は3億1,998万5,217円に対し、費用は2億9,986万5,750円となりました。

2ページ、資本的収支は収入額6,479万2,971円、支出額1億8,698万9,751円で、不足額1億2,219万6,780円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額98万294円、当年度損益勘定留保資金7,645万5,686円、利益剰余金1,913万8,958円、引継金2,562万1,842円で補填を行いました。

事業収益では、前年度と比較しますと204万7,107円の増収となりましたが、これは、長期前受金が増額となったためです。資本的支出では416万6,240円の減少となりましたが、これは補助金対象事業の減少に伴い、企業債の借入れと国庫補助金が減少したためです。

次に3ページです。

損益計算書では、当年度純利益1,913万8,958円の黒字となりました。

6ページの、貸借対照表では、下水道事業の総資産額は48億4,454万6,238円、負債合計が40億9,833万6,697円で、資本合計は7億4,620万9,541円となり、負債資本合計48億4,454万6,238円となりました。

次に18ページです。

令和4年度の下水道事業会計の経営状況は、処理区内人口7,176人に対して、水洗化人口6,719人、水洗化率が93.64%、処理水量は101万2,865立米となり、令和3年度と比較しますと、水洗化人口は9人増加し、水洗化率は0.41%増加いたしました。処理水量は1万7,691立米の減となり、処理水量と有収水量の差、不明水は15万70立米となります。

19ページは企業債の状況です。令和3年度末におきまして、14億2,577万504円となっておりましたが、令和4年度に1億4,801万7,187円を償還し、新たに2,410万円を借り入れた結果、令和4年度末残高は13億185万3,317円となりました。

以上、説明を終わります。

河合議長 監査委員の審査の報告を求めます。前田広幸君。

監査委員 はい、議長。

河合議長 前田監査委員。

監査委員 監査報告をいたします。

町長より提出されました令和4年度豊郷町一般会計歳入歳出決算書をはじめ、3特別会計決算書、水道事業ならびに下水道事業の各会計決算書ならびに決算附属書類、基金の運用状況報告書について、本年7月26日、7月27日、8月16日に各担当課の説明を求め、監査を実施いたしました。監査では、各会計決算書及び帳簿等が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理はどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等に加え、本年度の監査では、監査調書に基づき、債権管理、委託業務、各種団体、自治会の補助金、時間外勤務、公営改良住宅の管理等を重点的に審査いたしました。

その結果、審査に付された一般会計、特別会計、上下水道事業会計ともに、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は、会計諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても誤りのないものと認められましたので、報告をしておきます。

なお、各決算書内容については、審査意見書の記載をご覧いただきたいと思います。

今回の決算を踏まえ、健全な財政運営の確立はもとより、厳しい現状認識に立ち、権利と義務が果たされる社会の秩序を維持するためにも、一層公平公正な徴収を進めることを求めるところでございます。

また、予算計上した事業の内容や目的についての理解を改めて深め、見直しの必要な事業については随時見直しを行い、住民への周知と責任ある事業執行が

行われるよう求めます。

最後になります。第5次豊郷町総合計画の基本理念である「一生青春 みんなで安心 元気なまち」の実現に向けて、町長をはじめ全職員が一致協力し、積極的な取組へと結びつけ、町民の期待に応える行政サービスが推進されることを強く求め、令和4年度会計決算における監査報告といたします。

河合議長 ご苦労さまでした。これより審査意見に対して質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 次に、各会計の歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

高橋議員 はい、議長。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは令和4年度豊郷町歳入歳出決算書につきまして質疑をさせていただきます。

ただいまの監査委員からの報告にもありましたけれども、まず、全ての会計におきまして不納欠損額が相当残っております。それへの町長の見解を伺いたいと思います。未済額もそうですよね。それから不用額も増加しているという分析をしてくださっております。この背景も、必要なものをやらなかったのか、やろうと思ったのにやれなかったのかなども含めまして、そういう観点からの町長の見解をお伺いしたいと思います。

そして、補助金等の見直しのこともこの意見書の中の32ページには載っております。この補助金の支出については、担当課がそれぞれ計上したものが妥当だったかどうかというのは、しっかり分析をしなければいけないという指摘かと思うんですけれども、補助金は適正だったのか、もう変えたほうがいいのかとかそういうものが、今、この決算の時点で見えてきていたら、報告をお願いいたします。

それでは、詳しく聞いていこうと思います。

まず18ページです。歳入の部の法人事業税交付金とあります。令和4年度に比べて随分収入が上がっているような報告を受けましたけれども、その中で、コロナのこともありまして、法人を、事業そのものをやめてしまった、そういう事業所もあるのではないかと想定しますが、町内の法人の動向を報告してください。収入は上がっているけれども、件数としては増えているのか減っているのかを教えてください。

続きまして59ページです。これは総務課に一括されている一般管理費の中

の職員手当等です。3の職員手当等についてお尋ねします。この決算に上がっています職員の皆さんの雇用については、正職の人は数としてきっちりとありますけれども、臨時的に募集をかけて勤める、そういう方も相当あると思います。職安ルート、または防災無線での放送での呼びかけ、直接職員が、先ほど教育委員会からも報告ありましたけれども、知り合いを頼って探す。いろんな雇用形態があると思うんですけれども、私たちの町のこの3つの探し方というのはどのようになっていますか。そして、放送はされていないのに、あの仕事にあの方がついているという傾向もお聞きしていますので、町としてはどのような募集をかけているのか。採用についてはどのような手順なのか等をお尋ねしたいと思います。

続きまして、78ページの選挙関係です。去年はたくさんの選挙がありました。投票率アップのためにはどのような努力をなさってこられたのか。目標としていたパーセントとか、特に18歳からの選挙権が実施されていますから年齢層別にどのような具合なのかの報告を教えてください。今年も間近に選挙があります。その点では、有権者に投票に行くのは当たり前なんだと、権利とともに義務なんだと、このような意識づけするための、方策を取っておられたかどうかを教えてください。

続きまして127ページの1商工費、商工振興費の中のこれは委託料です。コロナ対策地域経済活性化事業費委託料、これを取り組まれたわけなんですけれども、不用額が相当出ているその背景と、この事業に関しては売れ残りが多くって、後で募集をかけて1人の方がたくさん買われたとかいう、本当に町民の中に、不平不満が残ったような事業だと思うんですけれども、それについての担当課の分析等をお知らせいただきたいと思います。

続きまして174ページです。これは先ほど町長にお聞きしていますから、大丈夫です。

戻りまして、教育関係に戻ります。一般管理費の中で、これも今日特に143ページ、教育振興費にあります1報酬、この中の教育保育支援員とか特別支援介助員が上がっていますけれども、何名が具体的に対象だったのか、この決算時点でそれぞれが何名分だったのか、フルタイム、またパートの中でも8時間勤務、6時間勤務、4時間勤務、いろいろとあるんですけれども、その確保の仕方を、どうされているのかを説明してください。また、教育関係につきましては、子どもたちの現状、この決算時点で不登校及び行き渋り、また虐待、ネグレクト等々、子どもの実態をお感じだと思いますので、その報告を学校別にお知らせいただきたいと思います。それから、過去の校区研というので先生方が子どもたちの実

態をつかんで意見交流等をなさって、より充実した教育のためにご努力いただいていると思います。今、豊郷の子どもたちに何が課題となっているのか、どのように解決をしようとしているのか等々の説明をお願いいたします。

以上です。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

不納欠損の見解ということですがけれども、税務課といたしましては個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税それぞれ不納欠損をしておりますけれども、その見解につきましては、地方税法第18条第1項に規定する5年間の時効による徴収権の消滅に該当する者及び同法第15条の7第4項に規定される滞納処分の執行停止、3年継続による徴収権の消滅に該当する者を不納欠損したものでございます。

次に、18ページ法人事業税の交付金ということで、多分総務課にお尋ねやと思うんですけれども、内容につきましては税務かなと、うちの方でお答えさせていただきます。

このときに上がったということで分析しますと、令和2年から3年の方につきましてはコロナの影響がなくなり一旦業績が上がったということで、2,000万ほど上がっております。そうした関係で法人事業税の交付金が増えたのかなと思います。法人の業者につきましては約210社で数の推移ということですが、ほぼ横ばいと考えております。

以上です。

町 長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

町 長 法に基づいて職務を遂行していただいているものでございますし、昨年の監査委員さんの意見にもありましたように、昨年は債権条例を制定させていただき、また、それに基づいてしっかりと徴収の方もやってまいりたい、このように思いますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは高橋議員のご質疑にお答えをします。

私の方は18ページ、法人事業税交付金でございます。先ほど税務課長から少しご説明させていただきましたけれども、法人事業税交付金というものは、法人事業税の一部、7.7%を県が配分するものでございまして、令和2年度から始まっております。ただ経過措置がございまして、令和3年度は税額割が3分の2、従業員割が3分の1だったものが、令和4年度は税額割が3分の1、従業員割

が3分の2ということで配分の基準そのものが変わっておりますので、額が大きく変動しておるといことでご理解をお願いしたいと思います。

それから59ページ、職員の募集、雇用の関係でございますけれども、基本的には、職業安定所に求人票を出しまして、求人を求めているものでございます。中には放送を長期で募集をかけられるぐらい時間的に余裕のある場合は放送をさせていただいている場合もございますが、急に体調等の都合で欠員が出て、どうしても緊急で雇わなければならないというような場合は過去にいただいた方等をお願いして、何とか穴を埋めていただいているというような状況がございますので、防災無線での放送に至らない場合もあるということがございますが、基本的には全て職安にかけさせていただいて、求人を出させていただいて募集をしているところです。

それから次に79ページの投票率アップのところですけども、先ほどおっしゃいましたけれども、投票については義務ではございませんのでその点はお間違いないようお願いをしたいと思います。ただ選管としましても、投票率アップは大事なことという考えでおりますので、常時啓発、選挙時啓発に力を入れております。昨年度につきましては、小学生に色鉛筆を配って、主権者教育の一環になるようにということで啓発をしておりますので、今後とも引き続き啓発を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

産業振興課長

はい、議長。

河合議長

岡村産業振興課長。

産業振興課長

高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方から77号の127ページ、商工費の委託料の件についてでございます。こちらにつきましては、各世帯に対しまして3万円の商品券の方を配付させていただいた事業でございます。3,101世帯に対しまして3万円ということで、全体として9,303万円配付させていただきまして、最終使用されたのが9,055万7,500円ですので、差額247万2,500円を使用されなかったということでその分が不用額として上がっております。

また、1人の方が大量に買われたことはどういうことですかという話だったんですけども、今回の事業に関しましては、各世帯に一律に配付させておりますので、そのような事実はございません。

以上です。

教育長

はい、議長。

河合議長

堤教育長。

教育長 高橋議員の私の方は教育関連の中から校区研についてのご質疑にお答えいたしたいと思えます。

校区研は町内の保育園2園と幼稚園、そして両小学校、中学校、そして保健福祉課でもって構成されている豊日中学校区教育研究会であります。部会の方は5つの部会に分かれて、それぞれ課題、テーマを絞りながら研修を行っています。その中で何が課題となっているかというところ辺ですけれど、子どもたちの健やかな成長、あるいは学習の環境のために、教職員、子どもに関わる者がどのように講じていくか、そういうことがメインになっています。その中で子どもたちの置かれている生活環境をよりよくしていくためにどのように家庭に支援を求めていくのか、そういうようなことが主に話されているところであります。家庭にどのように発信していくか、そういうようなことを協議して、文書あるいはフォーラム等で活動を行っている、そういう状況であります。

以上です。

教育次長 はい、議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

一般会計決算143ページの職員募集方法につきましてですけれども、こちらの教育保育支援員につきましては7名となっております。募集方法につきましては、基本的には教育支援員ということになりますので、教員免許をお持ちの方というふうになりますので、例えば県費講師をされていて県費講師の期限が切れたので町費に振り替えていただいている方とか、教員のOBの方を学校長から直接声をかけていただいたりという採用方法と、一般の職安の方に募集をかけて採用するという複数の方法で採用の方をさせていただいております。

虐待、ネグレクトと身体的虐待等の知覚件数につきましては、こちらの保健福祉課が担当課となりますので、そちらの方から答弁の方をお願いしたいと思います。

また不登校の学校別数、学校別の数字をとということですが、ごめんなさい、今不登校の数字の方は拾って私の手元の方に資料はないんですけれども、基本的には不登校は長欠30日以上の子どもさんということになりますので、現時点でという数字と、年度末の数字の方は異なってきますので、現時点の数字は、委員会の方でご報告させていただきますけれども、基本的に不登校の数につきましては、町全体で何名という形でしか今、県でもそうですけれども学校別には公表の方はしておりませんので、全体の数字としてご報告の方をさせていただく予定をしております。特別支援介助員については1名でございます。

以上です。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員のご質疑にお答えさせていただきたいところですが、虐待の児童件数につきましては、デリケートなことでもありますので答弁の方は控えさせていただきます。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 委員会付託の案件ですので、質疑は簡潔にしてください。

高橋議員 分かりました。努めます。それでは、まず雇用の在り方につきまして、59ページ、雇用の在り方につきましては、3つの方法でやっておられるんですけども、割合としてはどのような感じでしょうか。そしてそのとき、派遣のところにお願いするという方法も最近ありますけれども、派遣の方法を利用するのが町の持ち出しが増えますので、その辺はどのようにお考えかというのをお願いします。

それから投票についてなんですけども、すいません私は自分自身がもう行くものだという教育も受けましたし、そのように思い込んで言いましたから、もちろん義務として皆さんに押しつけるとかそういうのではないんですけども、選挙というのは行くのが当たり前なんだというそういう啓蒙の仕方というか、そういうことをもっと工夫できないかなと思う次第なんです。去年は、色鉛筆を小学生にお配りしての啓蒙をなさったみたいなんですけれども、やっぱり疑似体験をするとかいろんな工夫をやっている自治体もありますけれども、そういうのは検討されたのか。とにかく自分たちが選ぶ人たちがどのようなことをするんだということが分かったら、投票に行こうかな、政治はこのようにして変わるんだなという、そういう自覚を持てる人たちが増えれば、もっと積極的な投票になるんじゃないかと思うんです。先ほどは特に鉛筆のことしかありませんでしたけれども、アップのために、決算に向かってどんな取組、まだあると思うんです。もうちょっとあるんじゃないかと思いますので、具体例を示してください。

そして、学校の先生方が、保幼小中の先生方が一緒に一堂に会していろんな課題を研究したり、実践を交流し合うというのはとても大事なことだと思うんです。その中で、残念なのが、保育園とか幼稚園に勤めておられる、いわゆる非正規の方々には、なかなかこういうところに行くチャンスがない。今までの答弁もありましたけども、子どもたちがいる限りできないんだということは重々分かるんですけども、みんなが共有するというのは大事かと思いますので、そこら辺

を非正規の方々も学び合える、そういう機会というのは昨年度はどのぐらいあったのか。今後、そういうことをやろうと思ったら、どういう工夫が考えられるか等を教えていただきたいと思います。

それから商工費につきましては、おととしのことと勘違いしていました。そのよくなかったのが、去年の場合のように直接ということで変わったのでよかったなと思う次第なんですけども、こういう方向性を維持しようとなさっているのか。また、同じコロナ対策等におきましても、直接給付ということをやったところもありますけれども、町は各戸への配付を行いました。その結果をどのように分析しておられるのか、ほかの方法もまた考える余地があるのかどうかを教えてください。

子どもたちを取り巻く環境は本当に厳しいものがあります。もちろん私は実態を何名とかそういうのとかじゃなくてどこの学校がとかじゃなくて、トータルでいいですので、ネグレクト等の子どもたちが増えつつあるのか、それとも減りつつあるのか。そういう表現でも、教えていただきたいと思います。虐待とか行き渋り、不登校等もどのような具合かぐらいはお伝え願えるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

以上です。

河合議長
総務課長

清水総務課長。

それでは、高橋議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、59ページの関係で会計年度任用職員の雇用の関係でございますけれども、職安にかけている割合ということでしたけども、職安にかけているものがほとんどほぼ100%に近い部分ではかけております。ただ先ほども言うていただいたように派遣をお願いしたりとか、先ほど言うておりました急きよ欠員を埋めているという場合は、イレギュラーな措置としてそういうことがありますけれども、基本的には職安にかけていると思っていただいて結構です。また、派遣についてですけれども持ち出しが多いとかいうことがありまして、どう思っているのかという部分でございますけれども、一応派遣につきましても当然試験をしておりまして、豊郷町で働いていただける方かどうかの試験もしております。あと持ち出しが出るというのは当然のことでございます、本来ですとそれに関わらずとも職安経由で試験に応募していただけるのが一番いいんですけれども、特に保育士の部分につきましてははいないというだけではもう待機児童が出るというのはさんざん御指摘をいただいていることですので、少しでも待機が出ないようにということで、あえて持ち出しを甘んじて受け入れつつ保育士の確保を行っているところでございます。

次に79ページの選挙の啓発の関係なんですけども、先ほど例えばということで色鉛筆のことを言わせていただきましたけれども、ほかにも明るい選挙のポスターを子どもたちに描いてもらうとか、明るい選挙の作文コンクールとかがございまして、そういうことで主権者教育をさせていただいております。体験等の検討をしたのかということでございますけれども、最近ですと選挙が20歳から18歳になったとき等で近隣とかで高校で模擬投票とかされておられるニュースにも当然接しておりますけれども、残念ながら町内には高校もありませんし大学もありませんので、ちょうどその投票率のどうしても低めなところの18歳というか、若者世代に効率よく接する場所というか、機会がございませんので、町の方としてもなかなか苦勞しておるところでございます。

しかしながら、先日ございました中学生議会等でも主権者教育について中学生の方からご質問をいただくなど、それぞれの年代に応じて興味を持っていただいているということで、今後とも主権者教育を頑張っていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

教育長 はい、議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

まず非正規の方の研修をということで、どのように図っていくかということですけど、時間内に保育園の先生方に研修に参加していただくのは非常に難しいということはもう重々ご承知いただけるんじゃないかなということもあります。そんな中で、年1回ではありますが、時間外に研修会を設定して、非正規の方も参加していただける、そういう機会を設けております。

以上です。

産業振興課長 はい、議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員の再質疑にお答えをいたします。

今年度につきましても同様の事業を実施する予定をしております。今年度につきましても、各世帯に一律2万円分の商品券の配付を考えております。こちらにつきましても直接給付等の考えはないのかというお話でしたけれども、振込口座の確認や、皆さんもご存じのように全国的に振込みの手違いの間違い等もございまして、このような事件もございまして、また交付金の性質上丸投げで配付することは許されておられませんので、今年度につきましても商品券と同じような形で実施したいと考えております。

以上です。

教育次長 はい、議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えをします。

不登校の行き絞りについてですけれども、教育委員会の立場として言うべきことではないのかもしれませんが、必ずしも学校に行かなければならないというものではないというのはもうご承知のとおりだと思います。無理に学校に行くことで本人のやる気がそがれるのであればご自宅で学習ができればそれで問題ないと、教育委員会の立場としてというよりは私個人としては考えておりますので、必ず学校に行くのが一番いいとは思いますが、そこに行けないのであればフリースクールであったりとか現在であれば放課後登校、あと隣保館登校の方がありますので、その方法を活用していただければというふうに思っております。

先ほども申し上げましたとおり不登校の数については全体の数をご報告させていただきというふうに申し上げましたので、その数の方を委員会の方でご報告させていただきますし、全体の数の傾向と言われますと、当然今まで行き渋りの子どもさんが不登校になって、不登校の子どもがなかなか完全に復学できるというのは状況としてはかなり厳しいというのは現実としてありますので、全体としては数はどうしても増えていく。必ず子どもさんはそれぞれの学年に応じて卒業の方をされていきますので、全体として経年の数を比較することあまり意味はないのかなというふうには個人的には考えています。

以上です。

河合議長 再々質疑はありますか。

高橋議員 なし。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第77号令和4年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを予算決算常任委員会に、議第78号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第79号令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第80号令和4年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを文教民生常任委員会に、議第81号令和4年度豊郷町水道事業会計決算認定について、議

第 8 2 号令和 4 年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてを、総務産業建設
常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第 7 7 号を予算決算常任委員会に、議第 7 8 号、議第 7 9 号及び議
第 8 0 号を文教民生常任委員会に、議第 8 1 号、議第 8 2 号を総務産業建設常任
委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第 2 6、発議第 3 号豊郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案
を議題といたします。西澤清正議員、提案理由の説明をお願いします。

西澤清正議員 はい、議長。

河合議長 西澤清正議員。

西澤清正議員 それでは提案説明をさせていただきます。

発議第 3 号豊郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案について、説
明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律が令和 4 年 1 2 月 1 6 日に公布され、この
うち議会の議員に関わる請負に関する規制の明確化及び緩和については、政令
等により、令和 5 年 3 月 3 1 日に施行されました。この改正法は、各会計年度に
おいて支払を受ける請負の対価の総額が、地方公共団体の議会の適正な運営の
確保のための環境の整備を図る観点から、政令で定める額 3 0 0 万円を超えな
いものを議員個人による請負に関する規制の対象から除くものとされました。

このことから、議会議員と町との間の、地方自治法第 9 2 条 2 項に規定する請
負状況を公表することなどにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の
運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的に、所要の規定の整備を行
うものです。

以上、提案理由の説明とします。同僚議員のご賛同をよろしくお願い申し上げ
ます。以上です。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは質疑をさせていただきます。

1 つは、全員協議会でもちょっと質問させていただきましたが、まずこの条例
で言う請負というのがどのような内容を指すのかということを質疑させていた
いただきました。そのときまだ不正確でした。後で調べてみました。改正前は、請負

の定義が条文上不明確であるので、それが改正後は請負の定義が明確化されたということになりました。それによりますと、ここで言う請負というのは、業として行う工事の完成もしくは作業、その他の役務の給付、または物件の納入、その他の取引で、当該普通地方公共団体が対価の支払いをすべきもの、これをここで言う請負というふうにするというふうに定義されているんですが、条文では分かるんですが、具体的に、例えば、どのようなものがこの請負になるのか。条文では分かるんですね、文書では。具体的にどのようなものがこの請負の対象になるのか説明をお願いしたいというのが1点。

それと、第3条で、議長は云々があつてこれ公表しなければならないということとそれから第4条で報告が記せられているんですが、大体行政が言う公表というのは、例えば今で言えば役場の玄関のところに貼ってそれを公表というんですが、果たしてこういう性格の議員が請負したものがそれだけでいいのだろうかというのを考えざるを得ない。例えば報告、それからまず報告ですが、この報告はこの条例では報告が紙のものでいいのか電磁記録でもいいのか、最近は電磁記録が多いのですが、記されていません。ここで言う報告というのはどういうもので報告を求めるのか。それが1つ、説明をお願いしたいと。

それから公表ですが、公表については、例えば何月何日から何日までどの場所でこういう閲覧をするというのが、やはり記載をするべきではないかというのは思うんですが、その2点、説明をお願いしたいと思います。

議会事務局長 はい、議長。

河合議長 森本議会事務局長。

議会事務局長 それではこちらから失礼をいたします。

地方自治法の一部が改正されましたことによりまして、議員おっしゃるとおり、これまでですと、議員個人が町との請負については禁止をされていたということでございます。その一部分が緩和されまして、地方自治法施行令の121条の2の規定のところで、今現在、説明を委員長がしてくれた300万というのが規定をされております。その中で議員の質疑の内容ですけれども、1つは請負の定義規定については言っていたとおり、生業として行う工事とか役務とかというのが想定されているということはそのとおりでございます。したがって、例えばなんですけど、町の事業に関して言いますと、それぞれの担当課が執行しています入札とかしている工事もそうですし、役務として委託している部分についてもそうだと思います。対象としてはそういうのは様々毎年いろいろありますので、そういったものが対象になってくるということで1つはご理解をいただきたい。

もう1点のところの、第3条の報告の関係ですけども、これにつきましては、1点については、紙媒体なのか電子データなのかというお問い合わせですけども、それについてはどちらでも構わないというふうに、内容的には確認をしています。その方法なんですけども、公表する方法については、今現在想定しておりますのが、例えば町のホームページとか、また、今現在、議会広報については発行してないわけですけども、議会広報とかが考えられるというふうに思います。そして、報告の日がいつからいつまでというのを明確にしたほうがいいんじゃないかというふうなことでございましたけども、現時点では年1回の公表をするという観点ですので、それと併せてこの条例によって前年度の実績を翌年度に公表するということから、時間的なことも考えますと6月ぐらいになるのかなというふうには考えております。

以上です。

河合議長 再質疑はありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 1点目は分かりました。2点目ですけど、この条例では例えば紙でもいいと、電磁記録でもいいと。それから閲覧とあるんですが、参考にほかのところを見てみますと、例えばこの条例の実施要綱をつくられているところが幾つかありまして、その実施要綱の中でうたっているんです。報告書及び電磁記録的報告でも構わないという規定、それから報告の閲覧については、閲覧に関する開始日はいつからいつまでと、例えば閲覧に関する場所はここであると。閲覧に関する時間は何時から何時までというふうに、具体的に、これ非常に重要な条例だと思うので、ぜひこの条例を、今2点だけ申し上げましたけども、実施するための実施要綱をつくる必要があるのではないかと思うんですが、お考えをお聞かせください。

議会事務局長 はい、議長。

河合議長 森本議会事務局長。

議会事務局長 報告等の閲覧の関係も含めましてでございますけども、4条のところでは報告等の閲覧という条文を入れているんです。この内容も、今議員がおっしゃるように、今後、この条例が制定した後に、運用するに当たっては細かなことというのは当然ながら出てくるというふうに考えています。これにつきましては、一度検討させていただいて、どういったものが出てくるかというのがありますので、そういった部分で案というものをつくらせてもらって、また全協でも説明させていただいて、皆さんに決めていただくというのがいいのかなと思います。

以上です。

河合議長 再々質疑はありますか。

鈴木議員 ありません。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第3号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第3号豊郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

次に、私が日程第27、発議第4号豊郷町議会の議員の定数削減等に伴う関係条例の整備に関する条例案について発言をいたしますので、地方自治法第106条により、副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時39分 休憩)

(午前11時43分 再開)

西澤博一副議長 それでは、再開いたします。

地方自治法第106条により、議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

日程第27、発議第4号豊郷町議会の議員の定数削減等に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

河合勇議員の提案理由の説明を求めます。

河合議員 はい。

西澤博一副議長 河合議員。

河合議員 それでは、議会議員定数削減の提案理由を説明いたします。

多賀町、甲良町以外は議員定数を12人から10人に削減をされたことは皆さんもう既にご承知のことです。以来、県や彦愛犬の議長会の場においてほかの議長からは、豊郷町さんは議員定数を削減しないのかと、何度も聞かれま

した。私はこうした流れを受けて、きっと皆さんの中から議員定数の削減を求め
る議員提案が出されるものと思っていましたが、残念ながら、議案提出締切りま
でに議員提案はありませんでした。私は議長にさせていただきまして以来、議員
改革は必要なことであり、避けて通っては駄目なのではと考えてきたこともあ
ります。今回今こそ、議員としての資質を問われているときではないかとの思い
から、いろいろ考えた結果、議員定数の削減を機に議員改革ができるのであれば
と思い、私自身も身を切る改革として提案したものです。

私は立候補するのは自由ですから何も言いませんが、ふだんから議会軽視と
言っている者たちに限ってあまりにも住民の皆さんを愚弄し、有権者の皆さん
を冒涇しているとは思いませんか。先日の議会運営委員会で、ある議員から、他
府県や他の市町村では、請願提出案件の提出者を毎回出席できるようにしている
が、本町も委員会に毎回出席、説明できるようにしてはどうかという提案をさ
れていましたが、請願内容を理解した上で紹介議員になっているはずですから、
紹介議員の責任はどうなるのでしょうか。それならば、任期途中で議員を辞職し
て落選した者は、町独自のルールを設けて、何年間は立候補できないという紳士
協定なるものをしてはどうかと思いますが、賛成できますか。これまでも、議案
の採決において、反対をすれば、チラシで名前を公表されるから賛成すると言
う者や、委員会で反対しておきながら本会議での採決では賛成する者など、こ
ういった者たちには議員としての信条と信念がないのかと思ってしまいます。ま
た、次期選挙に立候補をすると言い回っているある者は、自分が当選したいがた
めにも怪文書を投函しているというから驚きです。私をはじめ、本町の議員の資
質が問われています。

今回、議員定数削減を実行して、有権者の皆さんの民意をいただくではあり
ませんか。今なら、今やらなければできません。ぜひともやりましょう。残念な
がら議員定数を削減すれば、町民の意思が届かなくなるのではとの意見が議員
の中でもありました。皆さんもご承知のとおり、議員は選挙で民意を問います。
しかしながら、いかにその民意を反映するのは、我々議員自らの資質と品格によ
るものだと考えております。当然分かっていることではありますが、選挙の結果
がどうなるか、これは誰にも分かりません。投開票をされて結果が出なければ分
かりません。そして、私自身も、議員定数を削減することによって議員ではなくな
るかもしれません。それでもなお、改革を進める決意をいたしました。

議員定数を削減すれば、1つ目には選挙において、これまで多くの町民の皆
さんの支持を必要とすることになり、それだけ町民の皆さんの声を広く聞くよう
になれると思います。2つ目には、精鋭の議員数で議会運営を行うことにより、

意見をまとめやすく、議事を簡潔に効率的に進められます。3つ目には、議員定数を削減すれば、経費節減になることは言うまでもなく、私の試算では、年間約400万円の削減となります。4年間の任期であれば約1,600万円も削減した経費を福祉や介護、教育など必要とする事業に使うことができます。

私たち議員も、町執行部が提案される予算に対して、経費削減を言葉で求めるだけでなく、議会自身も、行政改革、議会改革の一環として、身をもって経費削減をする必要があると考えるということを最後に加えて、提案理由の説明いたします。

以上であります。

西澤博一副議長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

中塚議員　はい。

西澤博一副議長　1番、中塚議員。

中塚議員　質疑させていただきます。先日、全員協議会がありまして、そこでも質問させていただきました。

まず人数につきまして、議員定数を2名減らすということにつきまして質問しましたところ、事務局長より全国の町村の平均は11.5名であると伝えてあると。なのにもかかわらず、10という明確な数字を出された理由をもう少し詳しくお聞かせください。

もう1点、議員報酬についてですけれども、議員報酬をこちらも全員協議会で質問させていただきました。なぜこの金額になったのか。前がこの金額だったから戻したというような話でした。現在生活体系も、皆さんご存じのとおり、ガソリン代が前と同じですか、100円切っていないですよ、200円近くなっています。ということも踏まえて、現状に合わせるというのが通常だと思んですけども、その点、前の給料体系に戻された明確な理由の2点お伺いします。

西澤博一副議長　12番、河合議員。

河合議員　別にどうこういうて2減というのは何の意味もございません。ただ削減に対して近隣が同じようにやっているの豊郷町もやっちはどうかということで、削減をしてはどうですかと、私は議員定数削減の案は出しましたが、ほかの案には何も提案しておりません。

西澤博一副議長　再質疑。1番、中塚議員。

中塚議員　1番、中塚です。再質疑させていただきます。

すいません。今、回答が、それ以外は提案していないというような内容だったんですけども、そうしましたら、今読まれた提案理由自体も、うそということですかね。そのあたりをちょっと確認させてください。提案していないのに提案す

るというのはまずおかしいことですので、そのあたりを少し説明をお願いいたします。

河合議員 ちょっと質問。

西澤博一副議長 はい。

河合議員 ちょっと今の最後が分からなかった。

中塚議員 再質疑させていただきます。

今、提案理由は自分が言うたことだけでここに書いてあることはほとんどわしは説明して、提案してないというような話で終わられたと思うんですけれども、まず質問に答えていただけてないのと、提案者としてこの場に立たれているのに、提案理由を放棄するというのは、ちょっと提案書としてもちぐはぐしてくると思うんですけれども、そのあたりをお聞かせください。

西澤博一副議長 12番、河合議員。

河合議員 提案理由説明は放棄しておりません。私は、全協でも言いましたとおり、今ここに4期目の方は、今の現状の報酬ではないでしょうかね。私がここに寄せてもらったときには18万円でした。だから2減を削減するのに、私は元の前の報酬に戻してまだ2減してこれだけの削減ができますよというような提案をさせていただいております。金額のことは私は言っていないよ。燃料が高騰したからどうのこうのというて、議員であるのなら提案したらどうですか。自分が何ほいいただきたいか。私は言うてませんよ。議員定数削減を提案したんですよ。だから、18万円というのは、今この中の方々は金額は今の現状の金額だと思います。議員報酬は。私がここに寄せてもらったときには、定員が14名おられました。それで2減で削減されて、議員報酬も15%カットの今の現状の議員報酬になりました。それがもう十七、八年前になりますから。現状でやられている方は16年、今の現状やっておられる方は今の現状報酬でおられるんですから、その前の報酬ですから、それまでずーっと私は何も言うてませんよ。金額がどうのこうのとか。議員定数2減を皆さんの意見はどうですかと聞いているだけのことであって、何も私は1番議員の何も意見で、提案説明をしたとおりにその中を理解してくださいよ、理解を文書を、そのとおりですよ。

西澤博一副議長 中塚議員、再々質問ですか。

中塚議員 その前に回答していただけてないので、まず回答していただかないと再々が終わっちゃうので。質問したことに対して、今3個になっているはずなんですけど、1個も答えてないと思うんです。まずその点を3つ答えてください。じゃないと再々、最後で質問できないので。

河合議員 今答えました。提案理由は理由のとおりです。

西澤博一副議長 提案理由は、まず1点は、近隣に合わせて12だったけども10にやるということ、そして16年前に私たちが議員になるまでに定数が14でした。そのときに定数が12になりました。そのときの報酬は、うっすら覚えてないけど、今表示されたような感じ。その上で、議員定数を10にして、そして歳費を今の議員提案の中に書いてありますけど、そういうような形で進めたらどうかという、そういう質疑の中の答弁でございました。それは中塚議員の言っていることと答えていることは合っていると思います。

再々質問をお願いします。

中塚議員 再々質問させていただきます。

こちらの提案書を読んでの質疑なはずなので、2ページ目に議員報酬に関する数字もしっかり書かれているのですけれども、それについて質問して、私は数字とかは知らんみたいな回答だったと思うのですけれども、それはちょっと提案者としては無責任過ぎると僕は思います。なので、最後で構いませんので、費用について元に戻されるというのを全員協議会ではそういうように話されておりましたので、その辺について数字の明確な理由をお知らせください。

西澤博一副議長 12番、河合議員。

河合議員 くだいことを言いますけど、知らんとは1回も言うてませんよ。よく読んでくださいよ。提案説明の理由を、中身を。だから、何か金額にこだわっているように私には聞こえるのだけど、私は金額は一切言うてませんよ。私は元の2減をするに当たって皆さんの報酬を前の元の18万に戻してはどうですかと。カメラ、ちょっと写真を撮るのは駄目だ。

西澤博一副議長 許可してませんよ。そんなことをするのだったら退席してください。

河合議員 私は、一切もう拒否はしていません。今、別表のとおりです。以前はそういうような議員報酬だったので私は2減削減するから元の18万にして、皆さんのを少しでも上げたらどうかと。私は正直に言いますけど、私は金額はほんまに一切言うてませんよ。私の提案理由は、議員削減ですので、間違いなく議員削減です。ただ前の報酬がこうだったからこのように戻したらどうですかと、それで私は案として出しただけであって、今さっきから聞いてると何やら高騰がどうたらこうやらと、そんなの、あんた、何か今現在、豊郷町の報酬を分かって立候補されたのと違いますの、豊郷町の報酬を、今現在はね。だからそうでしょうと言うてるわけや。だからそれを知って立候補されたんですから、私はここで私の提案は、2減削減して以前の議員報酬として18万がこのようにありましたよというような説明書きをしております。そのとおりです。

西澤博一副議長 ほかに質疑ありますか。

鈴木議員 議長。

西澤博一副議長 10番、鈴木議員。

鈴木議員 1点だけ確認をさせていただきたいのは、提案理由が定数削減だというふうなんですけど、これ提案されているのは、定数削減等に伴う関係条例となっていて、その等の中に、先ほど議員報酬の件もあるんですが、提案理由は、つまりこれも含めての提案理由ですよ。その点だけちょっと確認をしたいんですが。

西澤博一副議長 12番、河合議員。

河合議員 あくまでも私の提案理由は、今述べたとおりであります。ただ別表に使うのは、以前はこういうような報酬でしたよというように皆さんに書いてただけであって、私の提案は削減です。2減の。ちょっと傍聴人をちょっと……。

中塚議員 暫時休憩を取ってもらっていいですか。

西澤博一副議長 本田議員。

本田議員 質疑します。もう一度、今、鈴木議員が確認した点を答えていただきたいと思います。ちょっと提案理由の中に附則があって、附則の中に、この条例は11月14日から施行する、こういうふうに書かれていますね。1つね。もう1つ、議員報酬及び費用弁済等に関する条例の一部を次のように改正すると書かれていますから、これは明確に提案ですよ。そうではないんですか。確認したいと思います。

西澤博一副議長 12番、河合議員。

河合議員 提案理由はあくまでも議員削減2名です。この提案理由に賛否で出すのは個人ですよ。否決されれば当然この案はボツですよ。私は、2減削減して、元の議員報酬がこれだけありましたよということを提案して、皆さんが賛同できればその報酬どおりになるんですよ。2減削減が提案が実現されれば。なければ、ここ十七、八年間ずっとこの報酬で来て、誰一人豊郷町会議員の報酬が安いと言ったのを耳にしたことはございません。それで私が書いたのに不服であれば、もう一度してください。私は提案理由は説明したとおりでございます。

西澤博一副議長 3番、本田議員。

本田議員 附則規定についての再質疑ですが、附則規定は、では取り下げることなんでしょうか。そうではないんですか。もう一度教えてください。

河合議員 暫時休憩を求めます。

西澤博一副議長 この条例は今豊郷町の議会議員条例の一部を改正するという条例が上がっております。もう一度、本田さん、質疑してください。

本田議員 では、もう一度質疑します。最初の表題を見てください。条例の表題。豊郷町議会の議員の定数削減等に伴う関係条例の整備に関するとなっております。そう

しますと、定数削減の条例ではありません。表題からは、全く今の説明では矛盾していませんか。表題から変えないと、今の提案と、ここに我々が最初に読んだ、もらって全員協議会で資料をもらって、私はこれについて意見を述べようと思いますが、今のお話を聞いて、答弁者のお話を聞くと、言わば私はこっちは関係ないのだというような、意味が分からないんですね。提案しながら関係ないと言う。それは明確にちょっと提案者としては質問に全く答えてないと。提案の内容と言うてることが矛盾していると思いますので明確にさせていただきたいという質問です。

西澤博一副議長

12番、河合議員。

河合議員

私は矛盾しておりません。提案理由の説明のとおりであります。

西澤博一副議長

ほかに質疑はありますか。

高橋議員

はい。

西澤博一副議長

高橋議員。

河合議員

暫時休憩して。

西澤博一副議長

このままやります。

河合議員

暫時休憩をお願いしたい。

西澤博一副議長

続行します。

高橋議員

それでは、豊郷町議会の議員の定数削減等に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、質疑をさせていただきます。

繰り返しここに提示されている議員報酬については皆さんが質疑をされているのに、明確に提案者は答えておられません。私は、この表を見たときに、議長さんだけが、単純にですよ、下がって、副議長さんは上がって、議員は上がる、そういうことで読み取りました。しかし提案者が、随分前の金額に戻すんだとおっしゃったので、背景はこれを使われたんだなということが、ようやく分かりました。私は、議会議員というのは、町民の声を拾って、議案審議にしっかり参加して、そしていろんな提案事をして、皆さん町民の皆さんの暮らしが少しでもよくなるように奮闘するのが仕事だと思ってやってきました。だから、議員削減ということは、そういう議員、町民の皆さんの声を拾う議員が少なくなってしまう、町民の声が届けにくい議会になってしまう、そういう危なさを持っています。

西澤博一副議長

高橋議員、今の質疑等については提案者の河合議員の方から説明が終わっております。

高橋議員

それでは、違う観点からお尋ねします。経費削減とおっしゃいましたけれども、しっかり仕事をしている、そういう、議員の仕事にはそれなりの報酬があって当たり前だと思います。しっかり私がしゃべって、お話しさせていただいてお

ります。

それでは、先ほど言いました、声が届かないということと、経費削減というのは、こういう形で使うのはおかしいと思います。そして、これからの若い世代が議員を目指そうかという方々がそれなりに納得できる、そういう金額を考えられなかったのかどうかを質疑させていただきます。

河合議員 はい。

西澤博一副議長 12番、河合議員。

河合議員 定数削減をしたらどうのこうの言いますけど、定数削減をすれば、住民の有権者の方が興味津々持ってくれるんですよ。逆なんです。それだけ議員はえらいんですよ。逆に。今笑っておられる方はおられますけど、提案理由の中の説明にもありました。議員削減するなんてもうよっぽどですよ。私は住民の有権者の方々は、我々よりかは一生懸命やってくれていると思いますよ。声が拾えないとか、それは議員の言い訳ですよ。逆ですよ、投票率が上がりますよ、きっと。削減を実施したら。私はそう考えていますよ。住民の声が聞けない、うそですよ。5人になろうが、3人になろうが、自分の汗でかせいだらよろしいんや、議員は。今私が書いたように2人削減したら本当に選挙戦になったら、ほんまにこれ、住民の有権者の方の方が議員より盛り上がりますよ。しっかりと吟味されますよ。覚悟を承知で言うてますから、私は。皆さんだけと違いますよ。私をはじめ、その思いでやったと私は提案説明をしとるのやから。これが通る、通らん、私は皆さん、じきに報酬報酬と議員はこう言うてますけど、私は報酬なんか一度も言うてませんよ。これが成立したらこうなりますよというような案だけを出しているわけですから。そうしますと書いていますか。書いてます、書いてません。等もありません。だから通らなかつたらそれは通りません。削減2がなかつたら。削減に意味がなかつたら通りません。通りません。今この案が否決されて、そこの中には10人になっています。

議員 副議長、内容を確認してください。

河合議員 10人になっていますやろ。

西澤博一副議長 すみません、暫時休憩いたします。

(午後0時12分 休憩)

(午後0時25分 再開)

西澤博一副議長 それでは、再開します。

12番河合議員質疑をお願いいたします。答弁の方を。

河合議員 説明をいたします。今現実、別表のとおり、議員報酬は上の表のとおりです。

そこに書いてあるとおりに、12人から10人に削減をした場合、下の金額は、私の今までの議員経験と議長経験で、私がそのように算出をいたしました。

以上です。

西澤博一副議長 質疑はありますか。

高橋議員 あります。

西澤博一副議長 高橋議員。再質疑です。

高橋議員 先ほど私がお尋ねしましたこれからの方々が挑戦しようかというような報酬に考えたのかどうか、ここに収まったその理由を教えてください。

河合議員 はい。

西澤博一副議長 12番、河合議員。

河合議員 そんな想定外のことは言えませんよ。どこのどなたが出るか分かりませんよ、そんなこと。あなた分かっていますか。何が言いたいのか知らんけど、私は逆にあなたの意味が分かりません。

西澤博一副議長 質疑ありますか。

議員 なし。

西澤博一副議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第4号の討論を行います。討論ありませんか。

1番、中塚議員。

中塚議員 反対討論からですか。

西澤博一副議長 賛成討論はありますか。

議員 なし。

西澤博一副議長 反対討論。

中塚議員 1番、中塚です。反対討論させていただきます。

まず、今、ありましたように、質疑に対して意味不明な回答、理解ができませんでした。実際、この条例案には豊郷町議会議員定数削減等に伴う関係条例の整備に関する条例案という名目で提案いただいております。にもかかわらず、提案者本人からは、議員定数しか言うてないと、今最後の再々質問の高橋さんの回答のときだけ報酬のことが言われました。それ以前のことの回答に関しては、一切、わしは言うてないというような発言でした。そのような。

河合議員 異議あり。

中塚議員 まだ発言中ですので。

河合議員 異議あり。

西澤博一副議長 待ってください。今、反対討論をしているので。

中塚議員 発言が終わってから聞いたらいいですよ。

河合議員 　私は知らんと言うた。言うてるやん、何回も。

西澤博一副議長 　中塚議員、続けてください。

中塚議員 　というような内容があり、この条例案自体が、まず意味をなさないものだと僕は思っております。なので、もし今の河合議員が言われるように、議員の定数削減だけをおっしゃりたいのであれば、議員定数削減だけの条例案を提出されるべきだと思いますので、今回のこの条例案につきましては、反対と、反対討論とさせていただきます。

西澤博一副議長 　ほかに。反対討論ですか。

本田議員 　はい。

西澤博一副議長 　3番、本田議員。

本田議員 　条例案について、反対討論を行います。

重なる点がありますが、提案者は、質問にしっかり答えていない。

2点目は、提案内容と今日の答弁された内容に大きなそごがあり、質問者に対する納得できる答えが出ていない。

この2点を見ても、私は明確に反対をせざるを得ません。また、私は地方議員の重要な任務は2点あると思います。多様な住民要求をくみ取り、それらを行政に反映させること。次に、住民目線で行政を監視することです。

議員必携を見ますと、議員定数の変更については、慎重を期すべきだと述べています。引用しますと、議員定数の変更は、町議会の根幹に触れる重要事項であるから、その変更は、議会制民主主義と民意反映の上から特に慎重を期すべきものであるとしています。地方自治法改正により、地方議員の上限が撤廃されたとしても、豊郷町は著しい人口減少も見られません。人口の数から見ても、議員数は全国平均11.5人に合致しています。多様な民意を反映するためには、現在の12名の議員数が不可欠であると考えます。議員削減しますと、少数者の意思はますます行政に反映しなくなります。逆に、一部の意思が通りやすくなり、それは一層議会への不信を呼び、町政への信頼が揺るがしかねません。何よりも、多様な意見、要望の反映、行政チェック機能という議会の基本的任務に照らせば、議員定数を削減しないことが今重要だと考えます。

また、議員定数と議員報酬の問題は切り離すべきだと考えます。矛盾した提案でしたので、否定をされていましたが、議員定数を減らすことで議員報酬を引き上げるという論理に提案内容は読み取れます。議員の任務を發揮し、住民の意思を行政に反映させ、住民目線で行政を監視するという民主主義を実現するにはどうあるべきかという観点から、議員定数問題は考えるべきであり、議員報酬と絡めて議論すべきではありません。今後の豊郷町の議員報酬について、社会の状

況を踏まえ、若い人の政治参加など、多様な観点を持って、この点については、考えるべきだと思います。

以上をもって反対討論とします。

西澤博一副議長

ほかにありますか。

議 員

なし。

西澤博一副議長

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第4号豊郷町議会の議員定数削減等に伴う関係条例の整備に関する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員

(起立、少数)

西澤博一副議長

起立少数であります。

よって、発議第4号は否決とされました。

地方自治法第106条により議長の職務を行うことが終了いたしました。河合議長、議長席にお戻りください。

暫時休憩いたします。

(午後0時32分 休憩)

(午後0時33分 再開)

河合議長

再開いたします。

日程第28、意見書第2号歌詰橋北詰交差点の交通事故防止に係る信号機の継続設置を求める意見書案を議題といたします。

西澤清正議員、提案理由の説明を求めます。

西澤清正議員

議長。

河合議長

西澤議員。

西澤清正議員

提案理由を説明します。

全員協議会でも行いましたが、今回、全員に賛成していただいております。

歌詰橋北詰交差点の交通事故防止に係る信号機の継続設置を求める意見書。

令和5年5月に下枝区へ彦根署だよりによって必要性の低下した信号機を撤去し、一時停止規制に順次変更しているとして、豊郷町下枝地先にある歌詰橋北詰の信号機を撤去した上で交通安全対策を講じつつ、一時停止規制へ変更を行う旨のチラシが回覧されました。

しかし、歌詰橋北詰交差点は旧中山道の主要道路として、豊郷町大字吉田から宇曾川沿いを旧中山道及び国道8号線へと続く道路の交差点であり、日々の通勤、輸送道路などとして交通量の多い交差点であります。また、過去には当該交

差点において交通事故が毎年発生し、さらには死亡事故も発生した危険な交差点であるとして信号機が設置されたことによって、これまで交通安全に対し多大なる効果を発揮してきました。

こうしたことを踏まえ、死亡事故のような悲劇を二度と繰り返さないため、実状に応じた交通安全対策に関する対策強化を図っていただくよう、以下について強く要望します。

歌詰橋北詰交差点が平行交差点でないことによって、旧中山道を豊郷町、愛荘町双方からの直進車両や自転車などからは道路勾配によって見通しが非常に悪く、また、交差する道路の交差点が目視できない状況にあることから信号機を撤去することによって、交通事故が発生するリスクが増大することを、信号機の継続設置を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月5日。

滋賀県犬上郡豊郷町議会。

滋賀県公安委員会委員長、北村嘉英様、滋賀県警察本部本部長、中村彰宏様、滋賀県彦根警察署長、坂梨利隆様宛に送らせてもらいます。

ぜひ全員の賛成をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

河合議長
議員

これより質疑を行います。質疑はありますか。

なし。

河合議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより意見書第2号の討論を行います。討論はありますか。

高橋議員

賛成討論。

河合議長

討論の申出があります。これより討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

議員

なし。

河合議長

次に本案に対する賛成討論を許します。

高橋議員

はい。

河合議長

高橋議員。

高橋議員

意見書第2号歌詰橋北詰交差点の交通事故防止に係る信号機の継続設置を求める意見書に対する賛成討論を行います。

全県的に信号機の見直しをして、撤去や移転作業をする動きがあります。5月末に、私自身が住んでいる自治区内に、突然彦根署よりの撤去の知らせが回覧板で回されました。宇曾川は天井川になっており、愛知側から来る車を発見するのは遅れることになり、あの信号を取ってしまえば大きな事故が繰り返される、交

差点の信号は残してほしいという声が、下枝の住民から要望として上がりました。そこで、地域整備課と企画振興課に問合せをしましたが、知らされていませんでした。そこで、下枝の住民の方と彦根署に出向いて、撤去する根拠とともに、住民の意向を聞いたのかなどをお尋ねしました。住民の中には、大変不安に思っている方がおられることも伝えました。また、中山道から下枝にかけての道路を利用する方は町内でも多く、隣の愛荘町の方も利用されていますので、この信号機撤去の問題は、下枝だけの問題ではないことも伝えました。

今般、このように、議会としても意見書を出す運びとなったことで、町民は大変喜んでおられます。彦根署より、当面撤去はしないとの方向が示されていますが、今後とも当面ではなく、撤去そのものを止めるためにも、豊郷町議会から声を上げることが大切だと考えています。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより意見書第2号歌詰橋北詰交差点の交通事故防止に係る信号機の継続設置を求める意見書案についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、意見書第2号は原案どおり可決されました。

なお意見書第2号は、豊郷町議会として関係機関へ送付いたします。

今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

日程第29、請願第3号国に対し所得税法第56条廃止の意見書提出を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっています請願第3号は、会議規則第92条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第30、請願第4号現行の健康保険証を残すことを求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっています請願第4号は、会議規則第92条の規定により、文教民生常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により審議されるよう
よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後0時41分 散会)

